

罰則について（飲食店を除く）

健康増進法の規定による

義務対象	違反の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料（※１）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙	△（※２）	○ (命令に限る)	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等	○	—	○（50万円以下）
施設等の管理者 ＊を付した項目は、事実上現場の管理を行っている方にも発生するもの。	喫煙禁止場所の喫煙器具・設備等の設置＊	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の技術的基準不適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の基準不適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の未掲示	○	—	○（50万円以下）
	施設標識の未撤去	○	—	○（30万円以下）
	立入検査への対応を拒む等	—	—	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入＊	○	—	—
	広告・宣伝の非対応（喫煙専用室以外の喫煙室設置等に限る）＊	○	—	—

（※１） 「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。（5万円以下、3万円以下、2万円以下の過料については知事が決定する。）

（※２） 法律・条例上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。